



## 1. 3つの橋の名前が決定いたしました。～南三陸プロジェクト～

町では、平成 30 年度に開通予定の志津川地区の 3 つの橋について、橋の「名称」並びに「橋名板デザイン（文字）」を、次代の南三陸町を担う町内の小中高校生と協働して、つくりあげています。



### 1. 橋の名前

南三陸町内の小・中学生を対象に、3 橋の名称を募集し、351 件の応募がありました。応募いただいた橋の名称は、志津川地区橋梁名称選定会議（地元協議会各会長、校長会会長、庁内関係各課所属長で構成）において、次のとおり決定しました。

#### 【決定した橋の名称】

- ① 新井田橋（にいだばし）
- ② 未来橋（みらいばし）
- ③ 新大森橋（しんおおもりばし）

今後は開通に合わせ、決定した名称について、志津川高校の生徒皆さんにデザインしてもらいます。

2. 決定した理由
- ①多くの小中学生が応募しており、地名に愛着を持ち、長く愛される橋になることを願って選出した。
  - ②未来に向けた明るいイメージを取り入れ、未来橋と選定した。
  - ③多くの小中学生が応募しており、「大森」という地名は海もイメージできることから選出した。

### 3. お礼

橋の名称募集にあたりましては、町内の小・中学校様並びに各学校の児童・生徒皆さん、快くご賛同いただき誠にありがとうございました。  
皆様のご支援・ご応募のおかげで、3 橋の名称が集まりました。  
これからも南三陸町の次世代を担っていく小中高生や町民の皆様と協働して、南三陸町のまちづくりを行ってまいります。

## 2. 被災者生活再建支援金の申請はお済ですか？

### ○被災者生活再建支援金制度

震災により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給し生活再建を支援する制度です。

住宅の被害状況に応じて支給される基礎支援金と、再建方法に応じて支給される加算支援金の2種類があります。

※賃貸住宅入居で加算支援金を受給した後で申請期間内に建築や購入、または補修を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合の支給額は1回目の申請と2回目の申請の差額となります。

※公営住宅へ入居される世帯は加算支援金の対象にはなりません。

### ・支給額

世帯状況や再建方法によって異なりますので、以下の表を参考にしてください。

(単位：万円)

被災時の世帯	り災区分	基礎支援金	加算支援金
複数世帯	全壊	100	建築・購入 200 補修 100
	大規模半壊	50	賃貸 50
単身世帯	全壊	75	建築・購入 150 補修 75
	大規模半壊	37.5	賃貸 37.5

### ・申請について

各種契約締結後の申請となります。

申請に必要な書類や手続きにつきましては、問い合わせ先までご連絡願います。

(担当：保健福祉課 被災者支援係)

**問い合わせ先**.....復興推進課 区画整理係(0226-46-1382)  
保健福祉課 被災者支援係(0226-29-6451)